

# 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 職員給与規程

平成22年4月1日

規程第26号

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員就業規則（平成22年4月1日規則第16号。以下「職員就業規則」という。）第28条の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の常勤職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 非常勤職員の給与については、別に定める。

## 第2章 給 与

(給与)

第2条 職員の給与は、給料及び手当とする。

2 給料は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成22年4月1日規程第33号。以下「職員勤務時間規程」という。）第2条の規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対し支給する。

3 手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、医師手当、看護師長手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び業績手当とする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、別に定めのあるもののほか、すべての職員に適用する。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

2 職員の職務の級は、理事長の定める基準に従い決定する。

(初任給、昇格、昇給等)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、職員の初任給、昇給、昇格に関する細則（平成22年4月1日規程第24号。以下「初任給細則」という。）で定める初任給の基準に従い決

定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、初任給細則の定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、初任給細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（管理又は監督の地位にある職員として地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員給与細則（平成22年4月1日規程第27号。以下「給与細則」という。）第71条で定める特定管理職員にあっては、3号給）とすることを標準として初任給細則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳（初任給細則第32条第1項で定める職員にあっては、57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（給与細則第71条で定める特定管理職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給細則に定める。

（給与計算期間）

第6条 給与の計算期間は、月の一日から末日までとする。

（給与の支給）

第7条 給料は、毎月21日（以下「支給日」という。）に、当月分の月額的全額を支給する。

- (1) 手当のうち実績に基づいて支給する時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当については、当月の分を翌月の支給日に支給する。
  - (2) 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び医師手当は、給料の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後の支給日に支給することができる。
- 2 21日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下「祝日法」という。）による祝日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による祝日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。
  - 3 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定にて定めたものについては、給与の一部を控除して支払うことができる。
  - 4 前項前段の規定にかかわらず、給与は、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与計算期間の途中で採用された者及び退職した者の給与等）

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した国家公務員又は地方公務員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで、給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給料を支給する場合であって、月の一日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、第11条の2の計算方法

により、日割りによって計算する。

## 第9条 削除

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合及びその取扱いを特別に定める場合を除くほか、この勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第11条 勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、医師手当（医師及び歯科医師の場合）、看護師長手当及び特殊勤務手当（その支給額が月額で定められているものに限る）の月額の合計の金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除して得た額とする。ただし、職員が特殊勤務手当（その支給額が日額で定められているものに限る）の対象となる業務に従事する場合の勤務一時間当たりの給与額は、前段の額に、当該業務にかかる特殊勤務手当の金額を一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数）で除して得た額を加えた額とする。

(日割計算による給与額の算出)

第11条の2 給料を支給する場合であって月の一日から支給する以外のとき、又はその月の末日まで支給する以外のときは、その給料額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額及び医師手当（医師及び歯科医師の場合）の合計の金額をその期間の現日数から職員勤務時間規程第6条に定める法定休及び週休の日数及び勤務時間等規定第9条に定める祝日法に定める休日及び年末年始の休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる給与額を計算する。

2 給料の調整額、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当を日割計算する場合は、前項後段の算出方法に準じて計算する。

(給与及び諸手当の支給方法に関し必要な事項)

第12条 給料及び諸手当の支給方法に関し必要な事項は、この規程に定めるほか、給与細則に定める。

(退職者の給与)

第13条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、心身の故障のため長期の休養を要するとして退職にされたときは、その退職の期間中、これに給料及び手当の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり心身の故障のため長期の休養を要するとして退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により長期の休養を要するとして退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し、起訴されたことにより退職にされたときは、その退職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 職員が水難、火災その他の災害以外の理由により、生死不明又は所在不明となったため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。
- 7 心身の故障のため長期の休養を要する職員及び刑事事件に関し起訴されたために休職にされた職員には、法律又は法人が規定する規程等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第32条第1項（期末手当）に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは成年被後見人又は被保佐人となったため就業規則第17条の規定により退職し、又は死亡したときは、同項の規定により給与細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、給与細則で定める職員については、この限りでない。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第33条及び第33条の2の規定を準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは、「第13条第7項」と読み替えるものとする。
- 10 職員が職員就業規則第16条第1項第5号の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

（育児休業者等の給与）

第14条 職員が職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成22年4月1日規程第36号）に定める休業及び短時間勤務をする場合の給与は、別に定める。

（管理職手当）

第15条 管理職手当は、給与細則第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職職員について、その職務の特殊性に基づき、給与細則で定める基準に従い支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

（扶養手当）

第16条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（新たに職員となった者の扶養手当）

第17条 新たに職員となった者に扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（1）扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

（2）扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）

る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある事務職9級職員等が事務職9級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職9級職員等以外のものが事務職9級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級職員等及び事務職9級職員等以外のものが事務職8級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第18条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して給与細則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の18

(2) 2級地 100分の15

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の10

(5) 5級地 100分の6

(6) 6級地 100分の3

(7) 7級地 100分の1

3 前項の地域手当の級地は、給与細則で定める。

第19条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員その他法人がこれに準ずると認める職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額地域手当を支給する。

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(職員宿舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他給与細則で定める職員を除く。)

(2) 削除

(3) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員宿舎その他給与細則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして給与細則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 削除
- (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で給与細則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、給与細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に定める額。短時間勤務職員等、常勤職員よりも勤務日数が少ない職員で、平均一箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合の通勤手当の支給については、給与細則に定める。

片道4キロメートル未満	2,900円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	4,300円
片道6キロメートル以上8キロメートル未満	5,600円

片道8キロメートル以上10キロメートル未満	6,900円
片道10キロメートル以上12キロメートル未満	8,100円
片道12キロメートル以上14キロメートル未満	9,300円
片道14キロメートル以上16キロメートル未満	10,500円
片道16キロメートル以上18キロメートル未満	11,700円
片道18キロメートル以上20キロメートル未満	12,800円
片道20キロメートル以上22キロメートル未満	13,900円
片道22キロメートル以上24キロメートル未満	15,000円
片道24キロメートル以上26キロメートル未満	16,100円
片道26キロメートル以上28キロメートル未満	17,200円
片道28キロメートル以上30キロメートル未満	18,300円
片道30キロメートル以上32キロメートル未満	19,400円
片道32キロメートル以上34キロメートル未満	20,500円
片道34キロメートル以上36キロメートル未満	21,600円
片道36キロメートル以上38キロメートル未満	22,700円
片道38キロメートル以上40キロメートル未満	23,800円
片道40キロメートル以上42キロメートル未満	24,900円
片道42キロメートル以上44キロメートル未満	25,900円
片道44キロメートル以上46キロメートル未満	26,900円
片道46キロメートル以上48キロメートル未満	27,900円
片道48キロメートル以上50キロメートル未満	28,900円
片道50キロメートル以上52キロメートル未満	29,900円
片道52キロメートル以上54キロメートル未満	30,900円
片道54キロメートル以上56キロメートル未満	31,900円
片道56キロメートル以上58キロメートル未満	32,900円
片道58キロメートル以上60キロメートル未満	33,900円
片道60キロメートル以上62キロメートル未満	34,900円
片道62キロメートル以上64キロメートル未満	35,900円
片道64キロメートル以上66キロメートル未満	36,900円
片道66キロメートル以上68キロメートル未満	37,900円
片道68キロメートル以上70キロメートル未満	38,900円
片道70キロメートル以上	39,900円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して細則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務先を異にする異動又は在勤する勤務先の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務先に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で給与細則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務先の移転の直前の住居（当



該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が給与細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、給与細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、職員以外の地方独立行政法人職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして給与細則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が給与細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(雇用の事情等を考慮して給与細則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして給与細則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与細則で定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の給与細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して給与細則で定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として給与細則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

#### (単身赴任手当)

第22条 採用に伴う赴任又は勤務先を異にする異動並びに勤務先の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他給与細則に定めるやむを得ない理由により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該赴任又は異動並びに勤務先の移転の直後に在勤する勤務先に通勤することが通勤距離等を考慮して給与細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務先に通勤することが、通勤距離等を考慮して給与細則に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(給与細則に定める方法で算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が給与細則に定める距離以上である職員にあつては、その額に、48,000円を超えない範囲で交通距離の区分に応じて給与細則に定める額を加算した額)とする。
- 3 職員以外の地方独立行政法人職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、

これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の給与細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して給与細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して給与細則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして給与細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （時間外勤務手当）

第23条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、時間外勤務手当を支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額

(2) 職員勤務時間規程第6条により週休と定められた日における勤務 勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額

(3) 次に掲げる勤務 勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額

ア 職員勤務時間規程第6条により毎日曜日を法定休、毎土曜日を週休と定められた職員が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日（当該休日に代わる代休日を含む。）及び年末年始の休日（当該休日に代わる代休日を含む。）（以下「休日等」という。）に勤務をした場合

イ 職員勤務時間規程第2条第2項の規定によって勤務する職員が、休日等に当たるとして勤務を要しないと定められた日に勤務をした場合

(4) 給与計算期間である1か月において、法定労働時間を超えた勤務時間の合計時間数が60時間を超えた場合は、その超えた部分については、前3号の規定にかかわらず、その超えた時間の勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額

2 休日等が法定休に当たるときは、当該休日の直後の勤務日については、前項第3号の規定を適用する。

3 週休に、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「所定労働時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられ、職員勤務時間規程第8条第3項に規定する振替休日を指定された職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、職員勤務時間規程第2条第2項に定める方法で勤務時間する職員は除く。

#### （休日勤務手当）

第24条 法定休と定められた日に勤務を命じられた場合には、当該勤務に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 毎日曜日を法定休と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法に規定する休日が法定休に当たるときは、当該休日の直後の勤務日について、前項の規定を準用する。

#### （夜間勤務手当）

第25条 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当と

して支給する。

(宿日直手当)

第26条 宿日直勤務を命ぜられた職員（医師又は歯科医師に限る）には、その勤務1回につき、20,000円を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第23条から第25条までの勤務には含まれないものとする。

第26条の2 正規の勤務時間以外の時間並びに法定休、週休、休日等に、勤務時間が前条第1項の勤務に相当する勤務を命ぜられた職員（医師又は歯科医師に限る）には、次に掲げる額の手当を支給する。

ア 宿直に相当する勤務 勤務1回につき54,000円

イ 日直に相当する勤務 勤務1回につき36,000円

2 前項の手当は、第23条から第25条までの手当の内数とみなす。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 給与細則第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により特に法人に勤務を命ぜられた場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の表で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して給与細則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。

管理職手当の支給区分	額
1種	12,000円
2種	10,000円
3種	8,000円
4種	6,000円
5種	4,000円

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師手当)

第28条 医師及び歯科医師には、次の各号に定める医師手当を支給する。

(1) 医師 月額408,400円

(2) 歯科医師 月額368,400円

2 医師及び歯科医師で次の各号にあたる者には、前項に定める額に加え、それぞれの号で定める額を支給する。

(1) 院長及び医監 月額100,000円

(2) 副院長 月額80,000円

(3) 主任部長 月額60,000円

(4) 部長 月額40,000円

(看護師長手当)

第28条の2 看護師のうち病棟師長である者には、師長手当を支給し、その月額は、20,000円とする。  
2 看護師長手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第29条 第23条、第24条及び第26条の2の規定は、管理職員には適用しない。

(特殊勤務手当)

第30条 職員が次の各号に掲げる業務に従事した場合には、それぞれ当該各号に掲げる額の特殊勤務手当を支給する。

(1) 防疫等作業手当 感染症防疫作業に従事する職員が感染症（法人が定める感染症に限る。以下この項において同じ。）が発生し、又は発生のおそれのある場合において従事する感染症の患者（第8項において「感染症患者」という。）若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合には、従事した日1日につき290円を支給する。

(2) 放射線取扱手当 診療放射線技師である職員が従事するエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で法人が定めるものに従事した場合及び診療放射線技師以外の職員が法人が定めるエックス線その他の放射線を取り扱う作業に従事した場合には、従事した日1日につき240円の放射線取扱手当を支給する。

(3) 死体処理作業手当 医療職給料表（1）及び医療職給料表（2）以外の適用を受ける職員が死体処理作業に従事した場合は、次の各号のとおり支給する。

① 医療職給料表（3）の適用を受ける者 死体1日につき500円（その作業が心身に著しい負担を与えると理事長が認める作業に従事した場合には、1,000円）

② 医療職給料表（3）以外の給料表の適用を受ける者 死体1日につき1,100円（その作業が心身に著しい負担を与えると理事長が認める作業に従事した場合には、2,200円）

(4) 精神保健業務手当 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の定める精神障害者若しくはその疑いのある者の診察に精神保健指定医として従事し、若しくはその診察の立会いに従事し、又は精神障害者の移送に従事した場合その他法人が定める業務に従事した場合には、従事した日1日につき290円を支給する。

(5) 夜間看護手当 助産師、看護師若しくは准看護師又は法人がこれらに準ずると認める職員が従事する看護等の業務で正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われるものについては、勤務1回につき次の各号のとおり支給する。

① 全深夜10,000円

② 4時間以上勤務5,000円

③ 2時間以上4時間未満勤務4,000円

④ 2時間未満勤務3,000円

(6) 救急呼出手当 医療職給料表の適用を受ける職員のうち、救急患者（救急車により搬送される患者その他緊急の治療を要する外来患者及び容態が急変するおそれがあるため集中治療病棟その他集中治療を行う施設に入院している患者をいう。以下同じ。）に対処するために自宅その他連絡を取り得る場所で待機することを依頼された者が従事する救急医療等の業務で、正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し、待機を依頼された期間中に救急患者に対処するために呼出を受け、正規の勤務時間以外の時間において1時間以上手術その他の救急患者の治療の業務に従事した場合には、勤務一回につき1,620円を支給する。

(7) 患者接触等業務手当 職員のうち法人が定めるものが結核患者、精神病患者又は感染症患者

に直接接する窓口業務その他法人がこれに準ずるものとして定める業務に従事した場合には、従事した日1日につき240円を支給する。

(8) 外国勤務手当 外国に駐在を命ぜられ、当該地において勤務する職員には、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この項において「法」という。）の規定に準じ在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤手当のうち在勤基本手当、住居手当及び子女教育手当の支給の例によって法人が定めるところにより、在勤基本手当にあつては100分の75、住居手当及び子女教育手当にあつては100分の100（住居手当にあつては、法の規定による限度額に100分の80を乗じて得た額を限度とする。）に相当する額（当該額のみにより難い特別の事情があると法人が認める場合には、当該額に法人が定める額を加算して得た額）を支給するものとし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を加算して支給する。

(9) 実技訓練手当 衛生専門学校及び看護専門学校に勤務する職員のうち、事務職給料表、医療職給料表（2）又は医療職給料表（3）の適用を受ける者が、岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則（昭和51年岐阜県規則第37号）第6条に規定する教育課程のうち実技の訓練又は実習の指導に従事した場合には、従事した日1日につき310円を支給する。

(10) 分娩手当 産婦人科に勤務する医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び医療職給料表（3）の適用を受ける助産師が、分娩の介助、帝王切開等分娩に関する業務に従事した場合には、従事した1件につき医師7,000円、助産師3,000円を支給する。ただし、複数の医師及び助産師が携わった場合は、主となる医師及び助産師に支給する。

(11) 出向診療手当 医療職給料表（1）の適用を受ける医師が、出向期間中に外出先で手術、代診診療支援を行った場合で、理事長が特に必要と認めた時は、出向1回につき次の表に定める額を支払うものとする。なお、支給額については、手術、代診診療支援の業務量等を勘案し、理事長がその都度決定するものとする。また、外出先での手術、代診診療支援が正規の勤務時間以外の時間に行われた場合、表の備考に定める時間内の時間外勤務手当及び休日勤務手当並びにその時間に係る夜間勤務手当を含むものとし、備考に定める時間を超える時間については、第23条に規定する時間外勤務手当及び第24条に規定する休日勤務手当、第25条に規定する夜間勤務手当を支払うものとする。

出向診療先	支給区分	支給額A	備考	支給額B	備考
高山赤十字病院	医師免許取得後21年以上	48,000円	※1	24,000円	※2
	医師免許取得後11年～20年目	42,000円	※1	21,000円	※2
	医師免許取得後6年～10年目	36,000円	※1	18,000円	※2
	医師免許取得後3年～5年目	30,000円	※1	15,000円	※2
東白川村国保診療所	—	18,000円		—	

※1）4時間分の時間外勤務手当及び休日勤務手当並びにそれらの時間に係る夜間勤務手当を含む。

※2）2時間分の時間外勤務手当及び休日勤務手当並びにそれらの時間に係る夜間勤務手当を含む。

(12) 待機手当 医療職給料表（2）の適用を受ける臨床工学技士及び医療職給料表（3）の適用を受ける職員のうち、救急患者に対処するために自宅その他連絡を取り得る場所で待機することを命ぜられた場合には、待機1回につき810円（ただし、待機期間中に救急患者に対処するために呼出を受け、正規の勤務時間以外の時間において1時間以上手術その他の救急患者の治療の業務に従事した場合は、この限りではない。）支給する。

(13) 透析業務手当 医療職給料表（2）の適用を受ける臨床工学技士及び医療職給料表（3）の適用を受ける者が透析センター一部に勤務し血液透析業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

- (14) リハビリ業務手当 リハビリテーション部に勤務する医療職給料表（２）の適用を受ける者がリハビリ業務に従事した月1月につき3,500円支給する。
- (15) 放射線業務手当 放射線科に勤務する医療職給料表（２）又は医療職給料表（３）の適用を受ける者が放射線科業務に従事した月1月につき3,500円支給する。
- (16) 臨床検査業務手当 臨床検査部に勤務する医療職給料表（２）の適用を受ける者が臨床検査業務に従事した月1月につき3,500円支給する。
- (17) 薬剤業務手当 薬剤部に勤務する医療職給料表（２）の適用を受ける者が薬剤業務に従事した月1月につき3,500円支給する。
- (18) 栄養指導等業務手当 栄養管理部に勤務する医療職給料表（２）の適用を受ける者が栄養指導等業務に従事した月1月につき3,500円支給する。
- (19) 患者相談業務手当 医療相談室に勤務する医療職給料表（２）又は医療職給料表（３）の適用を受ける者が患者相談業務に従事した月1月につき3,500円支給する。ただし、第28条の2の規定により看護師長手当を受ける職員には、支給しない。
- (20) 手術・中材業務手当 中央手術部に勤務する事務職給料表の適用を受ける看護助手及び医療職給料表（３）の適用を受ける者が手術部業務に従事した月1月につき3,500円支給する。
- 2 特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。ただし、特殊勤務手当のうちあらかじめ理事長が承認したものについては、一の給与期間の分を当該給与期間における給料の支給日に支給することができる。
- 3 給与細則第6条の規定は、特殊勤務手当のうち、時間によってその額が定められているものについて準用する。
- 4 各所属長は、特殊勤務実績簿を作成しなければならない。

### 第31条 削除

(期末手当)

- 第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の2までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（次条及び第33条の2においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇され若しくは死亡した職員（第12条第7項の規定を受ける職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（給与細則第71条で定める特定管理職職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

- 3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは死亡した職員にあって

は、退職し、若しくは死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 事務職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上である職員で、給与細則第73条職務・管理区分・役職加算割合一覧表にその役職加算割合を定める職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として同表に役職加算割合を定める職員については、第3項の規定に関わらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に職制上の段階等を考慮して給与細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で給与細則で定める割合を乗じて得た額(給与細則第71条で定める特定管理職員にあつては、その額に給料月額の100分の25を超えない範囲内で給与細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(期末手当の不支給)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員賞罰規程(平成22年4月1日規程第25号)の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第23条第1項の規定により解雇となった職員(同条第1項第4号に該当して退職した職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の一時差止)

第33条の2 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人の業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行った場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けた者に通知しなければならない。
  - 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差

止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

#### (勤勉手当)

第34条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の給与細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第4号の規定により解雇され、又は死亡した職員（給与細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、法人が給与細則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の80.0、12月に支給する場合においては100分の85.0（給与細則第71条で定める特定管理職職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の100.0、12月に支給する場合においては100分の105.0）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当の基礎額は、基準日現在において職員が受け取るべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「第3項」とあるのは、「第34条第3項」と読み替えるものとする。

#### (業績手当)

第35条 業績手当は、法人の財務状況及び当該年度の法人の業績が特に良好と認められる場合に、当該年度内において理事長が定める基準日に在職する職員に対し支給することができる。

- 2 業績手当の支給基準、支給額、支給日その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (出向調整手当)

第35条の2 出向調整手当は、法人が希望し、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「出向元」という。）から法人に出向している職員について、その者が出向期間中出向元の業務に従事したものとした場合に、出向元が規定する給与規程に基づき支給される給与と、法人がこの規程の規定により支給する給与とに差が生じる場合に、その差額分について支給することができる。

- 2 前項の差額分とは、該当となる職員の給料、期末手当及び勤勉手当で生じた差額分をいう。
- 3 この手当は、管理職員には適用しない。
- 4 この手当は、給料の差額分については毎月の給与支給日と合わせて、期末手当及び勤勉手当の差



額分についてはそれぞれの手当の支給日と合わせて支給する。

(県派遣職員の給与)

第36条 県派遣職員の給与については、この規程の規定に関わらず、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和32年10月1日条例第29号)その他岐阜県の関係規程(以下「岐阜県給与等関係規程」という。)の定めるところにより算定した額を支給することができる。

(補則)

第37条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日より施行する。
- 2 期末手当の計算期間に関し、岐阜県をその者の非違によることなく退職し、引き続き法人の職員となった者については、期末手当の在職期間については、岐阜県職員として勤務した期間を通算して算定する。ただし、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に法人に採用された職員に限る。

附 則

この規程は、平成22年8月26日より施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年10月28日より施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年3月17日より施行する。
- 2 第35条の2に規定する出向調整手当については、平成22年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給から適用することとし、その差額分の支給については、年度末から直近の毎月の給与支給日に支給する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日より施行し、第30条第11項に規定する出向診療手当については、平成23年4月1日以降の支給から適用することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。  
(承継職員に係る経過措置)
- 2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により法人の職員となった者(以下「承継職員」という。)で、この規定によるその者の受ける給料月額が、法人の設立によりこの規程が施行された日の前日において岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年岐阜県条例第6号)附則第7項から第9項までの規定により給料として支給されていた額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前項の規定に

よる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。

- 4 前2項の規定による給料を支給される職員に関する第9条第2項及び第32条第5項（第34条第4項の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規程の適用については、第9条第2項及び第32条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成24年1月1日改定附則第2項及び第3項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 5 第2項から第4項までの規定について、法人の設立日以降から施行日までにおいては地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の規程等に関する経過措置等を定める規程（平成22年4月1日規程第11号）第3条第1項により、県給与条例を必要な読み替えを行って準用し適用されていたものとする。
- 6 承継職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人設立直前に県給与条例その他岐阜県の関係規程に基づき岐阜県知事により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、第30条第1項第11号に規定する出向診療手当については、平成24年1月1日からの出向分にかかる支給から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年12月1日より施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該規定に定める日から施行する。
  - 一 別表第1及び別表第2 平成26年4月1日
  - 二 第34条第2項の規定 平成27年4月1日（平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当の額は、次に掲げる規定により算定される額とする。
  - 一 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、法人が給与細則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の82.5（給与細則第71条で定める特定管理職職員にあっては、12月に支給する場合においては100分の102.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。  
（級及び号給の切替え）
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第2までの給与表の適用を受けていた職員の切替日における級及び号給（以下「新級」及び「新号給」という。）は、切替日の

前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）及びその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）とする。

（給与の切替えに伴う経過措置）

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成24年1月1日改正附則第2項に規定する承継職員にあつては、旧級及び旧号給の額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。ただし、平成24年1月1日改正附則第2項に規定する承継職員のうち、同項の規定による差額に相当する額（以下「差額相当額」という。）の支給を受けていたものにあつては、施行の日から平成28年3月31日までの間はその額の3分の1の額（その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は3分2の額を減じた額を給料として支給することとし、平成29年4月1日以後、その差額相当額は支給しないこととする。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前二項の規程に準じて、給料を支給する。
- 6 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第9条第2項、第15条第2項及び第32条第5項（給与規程第34条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第9条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と平成27年4月1日改定附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、給与規程第15条第2項及び第32条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成27年4月1日改定附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月1日より施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該規定に定める日から施行する。
  - 一 別表第1及び別表第2 平成27年4月1日
  - 二 第34条第2項の規定 平成28年4月1日

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当の額は、次に掲げる規定により算定される額とする。
  - 一 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、法人が給与細則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の85.0（給与細則第71条で定める特定管理職職員あつては、12月に支給する場合においては100分の105.0）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日より施行する。ただし、第30条第15号から第17号の規定については、改正前の第9条に規定する給料の調整額の支給凍結に係る現給保障を受けている職員に限り、当該現給保障が終了する翌月から適用する。

(給料の調整額の支給凍結に係る現給保障を受けている職員に係る経過措置)

- 2 前項ただし書きに規定する職員について、当該現給保障が終了するまでの間、改正前の第31条に規定に規定する併給の禁止については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年1月1日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年3月1日より施行する。ただし、第34第2項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年1月1日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日より施行する。ただし、第30条の規定は、平成30年3月1日から施行する。

(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、前項の規定による改正後の給与規程(以下この条において「改正後給与規程」という。)第16条第1項ただし書及び第17条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,200円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がなくあつては、そのうち一人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職9级以上職員等から事務職9级以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がなくあつては、その旨を含む。)」と、

同項第1号中「場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「（2） 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「

（2） 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（3） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（4） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第二項中「扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規程第16条第1項ただし書及び第17条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親

族たる子」という。)については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については8,200円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき9,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき6,500円」と、同条第1項中「扶養親族(事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後給与規則第16条第1項ただし書並びに第17第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規則第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については7,200円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職8級以上職員等」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき9,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき6,500円(事務職8級以上職員等にあっては、3,500円)」と、同条第2項中「扶養親族(事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(事務職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定

による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級職員等」とあるのは「事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等」と、同項第6号中「事務職8級職員等及び事務職9級職員等」とあるのは「事務職8級以上職員等」と、「が事務職8級職員等」とあるのは「が事務職8級以上職員等」とする。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表第1  
事務職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再雇用職以外の職員	1	145,200	196,300	233,300	267,200	293,700	324,700	369,500	415,700	467,100
	2	146,400	198,100	234,900	269,100	296,000	327,000	372,100	418,200	470,200
	3	147,600	200,000	236,500	271,000	298,300	329,300	374,700	420,700	473,300
	4	148,700	201,800	238,100	273,100	300,500	331,600	377,300	423,200	476,400
	5	149,800	203,400	239,600	275,000	302,500	333,800	379,300	425,100	479,400
	6	150,900	205,300	241,300	277,000	304,800	335,900	381,800	427,400	482,500
	7	152,100	207,100	242,900	278,900	307,100	338,100	384,200	429,600	485,600
	8	153,200	209,000	244,500	281,000	309,300	340,300	386,700	431,800	488,700
	9	154,300	210,700	245,800	283,100	311,400	342,400	389,300	433,900	491,400
	10	155,700	212,500	247,400	285,200	313,700	344,600	392,000	436,000	494,500
	11	157,100	214,400	249,000	287,300	316,000	346,700	394,700	438,100	497,500
	12	158,400	216,200	250,400	289,300	318,300	348,900	397,400	440,300	500,600
	13	159,700	217,600	252,000	291,300	320,400	350,700	399,800	442,100	503,300
	14	161,200	219,500	253,500	293,400	322,600	352,800	402,100	444,000	505,700
	15	162,800	221,300	254,800	295,500	324,800	354,900	404,400	446,000	508,000
	16	164,400	223,100	256,300	297,500	327,000	357,000	406,800	448,000	510,400
	17	165,700	224,800	257,800	299,400	329,000	358,700	408,700	449,800	512,700
	18	167,300	226,600	259,500	301,500	331,100	360,700	410,700	451,600	514,200
	19	168,800	228,200	261,300	303,600	333,100	362,600	412,600	453,400	515,700
	20	170,300	229,800	263,100	305,700	335,100	364,500	414,500	455,200	517,100
	21	171,700	231,400	264,900	307,700	337,000	366,600	416,400	457,000	518,200
	22	174,500	233,100	266,700	309,800	339,100	368,500	418,200	458,500	519,700
	23	177,100	234,700	268,400	311,900	341,200	370,500	420,100	460,000	521,200
	24	179,800	236,400	270,200	314,000	343,300	372,500	422,100	461,500	522,700
	25	182,500	237,600	272,200	315,800	344,700	374,400	423,900	462,900	523,900
	26	184,300	239,100	274,100	317,900	346,700	376,400	425,400	464,200	525,000
	27	186,000	240,500	276,000	319,900	348,600	378,400	427,000	465,500	526,200
	28	187,700	241,900	277,800	322,000	350,600	380,400	428,600	466,700	527,400
	29	189,300	243,200	279,500	323,800	352,400	382,000	430,200	467,700	528,500
	30	191,100	244,400	281,400	325,900	354,300	383,800	431,500	468,400	529,400
	31	192,900	245,400	283,300	328,000	356,200	385,600	432,800	469,200	530,300
	32	194,700	246,700	285,100	330,100	358,100	387,300	434,100	469,900	531,200
	33	196,300	248,000	286,700	331,500	360,000	389,100	435,300	470,600	532,000
	34	197,800	249,200	288,600	333,500	361,800	390,500	436,600	471,400	532,900
	35	199,400	250,400	290,500	335,500	363,600	392,100	437,900	472,100	533,600
	36	200,900	251,800	292,400	337,600	365,300	393,700	439,100	472,800	534,100
	37	202,200	252,800	294,000	339,500	366,800	395,200	440,300	473,300	534,800
	38	203,500	254,300	295,800	341,500	368,100	396,400	441,100	474,000	535,500
	39	204,900	255,700	297,600	343,500	369,500	397,600	441,900	474,700	536,300
	40	206,200	257,300	299,400	345,500	370,900	398,800	442,700	475,300	536,900
	41	207,500	258,700	301,100	347,400	372,400	399,800	443,300	475,800	537,400
	42	208,800	260,100	302,800	349,300	373,300	401,000	444,000	476,300	
	43	210,200	261,500	304,300	351,200	374,400	402,200	444,700	476,700	
	44	211,500	262,800	306,000	353,100	375,500	403,400	445,400	477,000	



職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	45	212,700	263,900	307,600	354,600	376,300	404,100	446,200	477,300	
	46	214,000	265,300	309,300	356,100	377,200	404,800	447,000		
	47	215,400	266,700	311,000	357,600	378,100	405,500	447,600		
	48	216,700	268,000	312,700	359,100	379,000	406,200	448,300		
	49	217,800	269,200	313,700	360,800	380,000	406,800	448,700		
	50	218,900	270,400	315,300	361,600	380,800	407,500	449,200		
	51	220,000	271,700	316,800	362,800	381,600	408,000	449,600		
	52	221,100	273,000	318,400	363,800	382,400	408,500	450,000		
	53	222,200	274,000	320,100	364,700	383,100	408,800	450,400		
	54	223,200	275,200	321,700	365,800	383,800	409,100	450,800		
	55	224,100	276,500	323,300	366,800	384,500	409,400	451,200		
	56	225,200	277,800	324,900	367,900	385,200	409,700	451,500		
	57	225,700	278,800	326,400	368,800	385,700	410,000	451,800		
	58	226,600	279,900	327,600	369,500	386,300	410,400	452,300		
	59	227,400	280,800	328,800	370,200	387,000	410,700	452,600		
	60	228,300	281,900	330,000	370,900	387,700	411,000	452,900		
	61	229,100	283,000	330,800	371,400	388,100	411,300	453,200		
	62	230,100	284,000	331,700	372,000	388,800	411,600			
	63	230,900	285,000	332,500	372,700	389,400	411,900			
	64	231,800	286,000	333,300	373,400	390,000	412,200			
	65	232,500	286,600	334,200	373,700	390,500	412,500			
	66	233,300	287,500	334,600	374,400	391,100	412,800			
	67	234,300	288,300	335,400	375,100	391,700	413,100			
	68	235,400	289,200	336,200	375,800	392,300	413,400			
	69	236,100	290,200	337,000	376,200	392,700	413,600			
	70	236,800	291,000	337,700	376,800	393,200	413,900			
	71	237,400	291,800	338,400	377,500	393,800	414,200			
	72	238,300	292,600	339,100	378,100	394,400	414,500			
	73	239,100	293,400	339,600	378,500	394,700	414,700			
	74	239,800	293,900	340,200	379,100	395,000	415,000			
	75	240,500	294,400	340,800	379,800	395,400	415,300			
	76	241,100	294,900	341,400	380,400	395,800	415,500			
	77	241,800	295,000	341,700	380,800	396,100	415,700			
	78	242,600	295,400	342,200	381,300	396,400	416,000			
	79	243,500	295,600	342,600	381,900	396,700	416,300			
	80	244,200	296,000	343,100	382,400	397,000	416,500			
	81	244,800	296,200	343,500	382,900	397,200	416,700			
	82	245,500	296,400	344,000	383,500	397,500	417,000			
	83	246,200	296,800	344,500	384,100	397,800	417,300			
	84	246,900	297,100	345,000	384,500	398,000	417,500			
	85	247,500	297,400	345,400	384,800	398,200	417,700			
	86	248,200	297,700	345,800	385,200	398,500				
	87	249,000	298,000	346,300	385,600	398,800				
	88	249,700	298,400	346,700	386,000	399,000				
	89	250,300	298,700	347,000	386,400	399,200				
	90	250,800	299,100	347,400	386,900	399,500				
	91	251,100	299,500	347,900	387,300	399,800				
	92	251,500	299,900	348,300	387,700	400,000				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の 職員	93	251,800	300,000	348,500	388,000	400,200				
	94		300,300	348,900	388,500					
	95		300,700	349,400	388,900					
	96		301,100	349,800	389,300					
	97		301,300	349,900	389,600					
	98		301,600	350,400						
	99		302,000	350,900						
	100		302,400	351,200						
	101		302,600	351,500						
	102		302,900	351,900						
	103		303,300	352,300						
	104		303,600	352,700						
	105		303,800	353,200						
	106		304,100	353,600						
	107		304,500	354,000						
	108		304,800	354,400						
	109		305,000	354,900						
	110		305,400	355,300						
	111		305,800	355,600						
	112		306,100	355,900						
	113		306,200	356,400						
	114		306,500	356,800						
	115		306,800	357,100						
	116		307,200	357,400						
	117		307,400	357,900						
118		307,600								
119		307,900								
120		308,200								
121		308,600								
122		308,800								
123		309,100								
124		309,400								
125		309,800								
再雇用職員		190,900	219,000	259,800	279,500	294,900	320,800	363,300	397,100	449,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤職員を除く。

## 別表第 2

## 医療職給料表

## ①医療職給料表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
再雇 用職 員以 外の 職員	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600
	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300
	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
	48	379,700	448,100	501,900	556,100
	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
	52	383,800	455,200	507,400	559,800
	53	384,700	457,100	508,500	560,600
	54	385,600	458,300	509,800	561,500
	55	386,300	459,500	511,100	562,400
	56	387,200	460,700	512,400	563,300
	57	388,000	461,900	513,400	564,200
	58	388,900	462,900	514,200	565,100
	59	389,700	463,900	515,000	566,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700
	61	391,100	465,700	516,700	567,600
	62	391,600	466,400	517,500	568,500
	63	392,000	467,100	518,400	569,400
	64	392,500	467,800	519,200	570,300
	65	392,800	468,500	520,100	571,200
	66		469,200	521,000	
	67		469,900	521,700	
	68		470,600	522,600	
	69		470,900	523,500	
	70		471,600	524,300	
	71		472,300	525,200	
	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	
	74		474,000	527,800	
	75		474,700	528,700	
	76		475,400	529,400	
	77		475,800	530,200	
	78		476,400	531,100	
	79		477,000	532,000	
	80		477,500	532,900	
	81		478,100	533,700	
	82		478,600	534,600	
	83		479,100	535,500	
	84		479,600	536,400	
	85		480,000	537,200	
	86		480,600	538,100	
	87		481,000	539,000	
	88		481,500	539,900	
	89		482,000	540,700	
	90		482,600		
	91		483,200		
	92		483,600		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	93		484,100		
	94		484,700		
	95		485,300		
	96		485,900		
	97		486,400		
再雇用職員		295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

## 別表第2

## 医療職給料表

## ②医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,300	189,000	225,200	251,700	284,500	332,600	378,000
	2	151,800	190,600	226,800	253,100	286,600	334,700	380,700
	3	153,200	192,200	228,400	254,300	288,800	336,900	383,400
	4	154,600	193,900	230,000	255,700	290,900	339,100	386,100
	5	155,800	195,400	231,400	256,900	293,100	341,100	388,600
	6	157,700	197,000	233,100	258,200	295,300	343,300	391,300
	7	159,400	198,700	234,600	259,400	297,400	345,400	394,000
	8	161,100	200,200	236,200	260,500	299,500	347,600	396,700
	9	162,900	201,800	237,500	261,800	301,500	349,400	398,900
	10	164,600	203,500	239,000	262,900	303,700	351,600	401,200
	11	166,300	205,200	240,400	263,900	305,900	353,800	403,400
	12	168,200	206,900	241,700	264,900	308,100	356,000	405,700
	13	169,700	208,500	243,400	266,200	310,200	357,500	407,800
	14	171,600	210,200	244,800	267,800	312,200	359,500	409,800
	15	173,700	211,800	246,000	269,400	314,300	361,500	411,900
	16	175,600	213,400	247,500	270,800	316,400	363,500	414,100
	17	177,500	215,000	248,500	272,400	318,500	365,400	415,900
	18	179,500	216,600	249,700	274,200	320,600	367,500	417,900
	19	181,300	218,300	250,900	276,100	322,700	369,500	419,900
	20	183,300	220,000	252,200	277,900	324,800	371,600	422,100
再雇用職員以外の職員	21	185,200	221,400	253,600	279,700	326,700	373,400	423,900
	22	186,700	222,900	254,600	281,600	328,700	375,500	425,500
	23	188,300	224,300	255,600	283,400	330,600	377,600	427,100
	24	189,800	225,800	256,800	285,200	332,600	379,700	428,700
	25	191,400	227,300	258,000	287,000	334,400	381,200	430,200
	26	192,900	228,700	259,400	288,900	336,400	383,000	431,500
	27	194,500	230,000	260,800	290,800	338,400	384,800	432,800
	28	195,900	231,400	262,400	292,700	340,400	386,600	434,100
	29	197,400	232,800	263,900	294,600	341,900	388,400	435,400
	30	198,800	234,200	265,600	296,400	343,700	389,900	436,600
	31	200,100	235,700	267,300	298,300	345,500	391,600	437,800
	32	201,400	237,200	269,000	300,200	347,300	393,300	438,900
	33	202,800	238,400	270,500	301,900	349,000	394,600	440,100
	34	204,300	239,700	272,300	303,700	350,900	395,900	441,300
	35	205,700	240,700	274,100	305,500	352,800	397,200	442,600
	36	207,100	242,100	275,800	307,300	354,700	398,500	443,800
	37	208,200	243,500	277,300	308,800	356,500	399,600	445,000
	38	209,600	244,800	279,000	310,500	358,200	400,800	445,800
	39	210,900	246,000	280,700	312,000	359,900	401,900	446,400
	40	212,200	247,300	282,300	313,700	361,600	403,100	447,200
	41	213,400	248,600	283,900	315,400	362,800	403,900	447,700
	42	214,700	249,800	285,600	317,100	364,000	404,700	448,100
	43	215,900	251,100	287,300	318,800	365,200	405,500	448,500
	44	217,100	252,200	289,000	320,500	366,400	406,300	448,900

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	45	218,300	253,300	290,600	321,500	367,600	406,700	449,300
	46	219,500	254,800	292,300	323,000	368,400	407,400	449,700
	47	220,500	256,300	294,000	324,500	369,600	407,900	450,100
	48	221,600	257,800	295,700	326,100	370,700	408,300	450,400
	49	222,600	259,400	297,000	327,500	371,800	408,700	450,700
	50	223,600	260,800	298,600	328,800	372,800	409,000	451,100
	51	224,600	262,200	300,000	330,100	373,800	409,300	451,400
	52	225,600	263,500	301,600	331,400	374,800	409,600	451,700
	53	226,100	264,600	302,900	332,500	375,600	409,900	452,100
	54	227,000	266,000	304,400	333,500	376,500	410,200	
	55	227,700	267,400	305,900	334,600	377,400	410,600	
	56	228,700	268,700	307,400	335,700	378,300	410,900	
	57	229,500	269,700	308,500	336,200	378,900	411,200	
	58	230,400	271,000	309,800	337,100	379,700	411,500	
	59	231,100	272,300	311,000	337,900	380,500	411,800	
	60	231,900	273,600	312,400	338,800	381,300	412,200	
	61	232,800	274,600	313,700	339,600	381,700	412,400	
	62	233,700	275,800	315,000	339,900	382,400	412,700	
	63	234,600	277,100	316,300	340,600	383,100	413,000	
	64	235,700	278,400	317,600	341,300	383,800	413,300	
	65	236,300	279,400	319,000	341,900	384,300	413,500	
	66	237,100	280,500	319,800	342,600	384,900	413,800	
	67	237,900	281,400	320,600	343,300	385,600	414,100	
	68	238,800	282,500	321,400	344,000	386,200	414,400	
	69	239,500	283,500	322,000	344,700	386,600	414,600	
	70	240,200	284,600	322,700	345,300	387,100	414,900	
	71	240,900	285,700	323,400	345,900	387,600	415,200	
	72	241,500	286,800	324,000	346,500	388,100	415,500	
	73	242,200	287,500	324,800	346,800	388,700	415,700	
	74	243,000	288,200	325,000	347,400	389,200		
	75	243,900	288,800	325,600	347,900	389,800		
	76	244,600	289,600	326,200	348,500	390,400		
77	245,100	290,400	326,800	349,000	390,900			
78	245,700	291,000	327,300	349,500	391,400			
79	246,300	291,600	327,800	350,000	392,000			
80	246,900	292,200	328,300	350,500	392,500			
81	247,200	292,900	328,900	350,800	392,800			
82	247,600	293,400	329,400	351,100	393,300			
83	248,000	293,900	329,900	351,500	393,700			
84	248,500	294,300	330,400	351,800	394,100			
85	248,800	294,500	330,900	352,300	394,500			
86		294,700	331,300	352,600	395,000			
87		294,900	331,500	352,900	395,400			
88		295,100	331,900	353,200	395,800			
89		295,500	332,300	353,600	396,200			
90		295,700	332,700	353,900				
91		295,900	333,100	354,300				
92		296,100	333,500	354,600				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	93		296,500	333,900	355,000			
	94		296,700	334,100	355,300			
	95		296,900	334,500	355,700			
	96		297,200	334,800	356,000			
	97		297,600	335,000	356,300			
	98		297,900	335,300	356,700			
	99		298,200	335,600	357,100			
	100		298,500	335,900	357,500			
	101		298,800	336,100	358,000			
	102		299,000	336,400	358,400			
	103		299,200	336,800	358,800			
	104		299,500	337,000	359,200			
	105		299,800	337,100	359,700			
	106			337,400				
	107			337,800				
108			338,000					
109			338,200					
110			338,600					
111			339,000					
112			339,400					
113			339,600					
再雇用職員		192,000	219,100	247,800	261,500	287,200	328,700	371,700

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 薬剤師
- (2) 栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (7) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (8) 言語聴覚士
- (9) 歯科衛生師及び歯科技工士
- (10) 社会福祉士



## 別表第2

## 医療職給料表

## ③医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	164,400	192,400	241,900	265,000	290,600	335,900	381,000
	2	165,800	194,600	243,700	266,000	292,500	338,000	383,700
	3	167,300	196,700	245,500	266,900	294,300	340,100	386,400
	4	168,800	198,700	247,300	268,100	296,200	342,300	389,100
	5	170,300	200,900	248,700	268,800	298,000	344,300	391,300
	6	171,800	203,200	250,000	269,800	299,900	346,500	393,700
	7	173,400	205,600	251,200	270,600	301,800	348,700	396,100
	8	174,900	207,900	252,500	271,600	303,600	350,900	398,400
	9	176,200	210,400	253,600	272,800	305,500	352,400	400,500
	10	177,900	211,800	254,700	273,600	307,400	354,400	402,600
	11	179,600	213,200	255,600	274,700	309,300	356,400	404,800
	12	181,100	214,500	256,500	275,900	311,200	358,400	407,200
	13	182,600	216,000	257,800	277,300	312,800	360,500	409,100
	14	184,700	217,500	259,000	278,600	314,500	362,600	411,200
	15	186,700	219,000	259,800	279,800	316,300	364,700	413,400
	16	188,800	220,300	260,800	281,200	318,100	366,800	415,600
	17	191,000	221,700	261,500	282,600	319,900	368,800	417,700
	18	193,100	223,200	262,500	284,000	321,600	370,900	419,900
	19	195,300	224,700	263,500	285,300	323,300	373,000	422,100
	20	197,400	226,300	264,400	286,700	325,000	375,100	424,300
再雇 用職 員以 外の 職員	21	199,600	227,700	265,300	288,300	326,500	376,900	426,200
	22	201,800	229,400	266,300	289,900	328,000	379,000	428,100
	23	204,000	231,200	267,300	291,500	329,500	381,100	430,000
	24	206,300	232,900	268,300	292,900	331,100	383,200	431,900
	25	208,300	234,300	269,500	294,200	332,600	385,200	433,600
	26	209,700	236,100	270,800	296,000	334,100	386,900	435,200
	27	211,000	237,800	272,100	297,800	335,600	388,800	436,900
	28	212,300	239,500	273,300	299,600	337,200	390,700	438,500
	29	213,500	241,100	274,600	301,100	338,400	392,600	439,800
	30	214,700	242,600	276,100	302,700	339,900	394,400	441,200
	31	216,100	243,900	277,700	304,400	341,400	396,300	442,800
	32	217,300	245,000	279,200	306,100	342,900	398,200	444,300
	33	218,600	246,200	280,800	307,500	344,500	399,900	445,900
	34	219,900	247,400	282,300	309,100	346,100	401,600	447,500
	35	221,300	248,300	283,700	310,700	347,700	403,400	448,900
	36	222,600	249,400	285,000	312,300	349,300	405,200	450,500
	37	224,000	250,500	286,500	313,700	351,000	406,800	451,800
	38	225,500	251,600	287,900	315,200	352,600	408,600	453,200
	39	226,800	252,600	289,400	316,600	354,200	410,400	454,500
	40	228,200	253,700	290,900	318,200	355,800	412,200	455,900
	41	229,200	254,300	292,400	319,700	357,000	413,700	456,900
	42	230,700	255,200	293,900	321,200	358,500	415,300	457,700
	43	232,100	256,100	295,500	322,600	360,000	416,800	458,500
	44	233,500	257,100	297,100	324,100	361,500	418,100	459,100

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	45	234,700	257,900	298,400	325,100	363,100	419,200	460,000
	46	236,100	258,900	299,900	326,500	364,200	420,300	460,700
	47	237,500	259,800	301,400	327,900	365,700	421,500	461,500
	48	238,800	260,800	302,900	329,400	367,000	422,700	462,400
	49	239,800	261,900	304,100	330,600	368,400	424,000	463,100
	50	240,900	263,100	305,500	332,000	369,800	425,100	463,800
	51	242,000	264,300	306,700	333,300	371,200	426,400	464,500
	52	243,100	265,500	308,100	334,700	372,600	427,500	465,300
	53	244,200	266,700	309,500	336,100	374,100	428,700	466,100
	54	245,300	268,200	310,900	337,500	375,300	429,700	466,900
	55	246,300	269,700	312,300	338,900	376,500	430,800	467,700
	56	247,400	271,100	313,700	340,300	377,700	432,000	468,400
	57	248,200	272,700	314,600	341,200	378,800	433,100	469,200
	58	249,200	274,300	315,900	342,500	379,800	433,600	
	59	249,900	275,900	317,100	343,700	380,800	434,200	
	60	250,900	277,400	318,500	345,000	381,800	434,600	
	61	251,800	278,800	319,700	346,200	382,400	435,200	
	62	252,900	280,300	321,000	347,100	383,200	435,700	
	63	253,700	281,800	322,300	348,400	384,000	436,100	
	64	254,700	283,200	323,600	349,700	384,800	436,700	
	65	255,600	284,700	324,900	350,800	385,600	437,300	
	66	256,700	286,200	326,200	352,000	386,300	437,700	
	67	257,800	287,700	327,500	353,200	387,100	438,000	
	68	258,700	289,200	328,800	354,300	387,800	438,300	
	69	259,500	290,400	329,600	355,300	388,500	438,700	
	70	260,700	291,900	330,700	356,400	389,100	439,100	
	71	261,800	293,400	331,800	357,500	389,800	439,400	
	72	263,100	294,900	332,700	358,600	390,400	439,700	
	73	264,500	296,000	334,000	359,500	391,100	440,100	
	74	265,800	297,400	334,700	360,600	391,600	440,500	
	75	267,100	298,600	335,900	361,700	392,200	440,800	
	76	268,300	300,000	337,100	362,800	392,700	441,100	
	77	269,200	301,400	338,200	363,500	393,100	441,500	
	78	270,400	302,700	339,400	364,300	393,700	441,900	
	79	271,700	304,000	340,600	365,100	394,200	442,200	
	80	272,900	305,300	341,800	365,900	394,500	442,500	
	81	273,900	305,900	342,900	366,500	394,900	442,900	
	82	275,000	307,100	344,000	367,000	395,400		
	83	276,100	308,200	345,100	367,600	395,800		
	84	277,200	309,500	346,200	368,100	396,100		
	85	278,000	310,600	347,100	368,700	396,400		
	86	279,000	311,800	348,100	369,200	396,900		
	87	280,100	313,000	349,000	369,800	397,400		
	88	281,200	314,200	350,000	370,300	397,800		
	89	282,100	315,500	351,100	370,700	398,100		
	90	283,100	316,700	351,900	371,200	398,500		
	91	283,900	317,900	352,700	371,800	399,000		
	92	284,900	319,100	353,500	372,300	399,400		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	285,800	320,000	354,200	372,600	399,800		
	94	286,800	320,700	354,800	373,100	400,200		
	95	287,800	321,400	355,500	373,600	400,700		
	96	288,800	322,000	356,100	373,900	401,100		
	97	289,500	322,700	356,500	374,500	401,500		
	98	290,300	323,000	356,900	375,000			
	99	291,000	323,700	357,400	375,500			
	100	291,900	324,400	357,800	376,000			
	101	292,700	324,800	358,300	376,600			
	102	293,500	325,400	358,700	377,100			
	103	294,300	326,000	359,200	377,600			
	104	295,100	326,600	359,600	378,000			
	105	295,800	327,000	359,900	378,600			
	106	296,300	327,500	360,400	379,100			
	107	296,800	328,000	360,900	379,600			
	108	297,300	328,500	361,200	380,100			
	109	297,500	328,900	361,700	380,700			
	110	297,900	329,300	362,200	381,200			
	111	298,100	329,600	362,700	381,700			
	112	298,500	330,000	363,200	382,200			
	113	298,800	330,400	363,700	382,800			
	114	299,000	330,800	364,200				
	115	299,400	331,200	364,700				
	116	299,700	331,500	365,100				
再雇用職員以外の職員	117	300,000	331,700	365,500				
	118	300,300	332,000	366,000				
	119	300,600	332,400	366,500				
	120	301,000	332,600	367,000				
	121	301,300	332,800	367,400				
	122	301,700	333,100	367,900				
	123	302,100	333,400	368,400				
	124	302,500	333,700	368,900				
	125	302,700	333,900	369,300				
	126	302,900	334,200					
	127	303,300	334,600					
	128	303,700	334,800					
	129	303,900	334,900					
	130	304,200	335,300					
	131	304,600	335,700					
	132	305,000	335,900					
	133	305,200	336,200					
	134	305,500	336,600					
	135	305,900	337,000					
	136	306,200	337,400					
	137	306,500	337,700					
	138	306,700	338,100					
	139	307,100	338,500					
	140	307,400	338,900					

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員	141	307,600	339,200					
	142	308,000	339,600					
	143	308,400	340,000					
	144	308,700	340,400					
	145	308,800	340,700					
	146	309,100	341,100					
	147	309,400	341,500					
	148	309,800	341,900					
	149	310,000	342,200					
	150	310,200	342,600					
	151	310,500	343,000					
	152	310,800	343,400					
	153	311,200	343,700					
	154	311,400						
	155	311,600						
	156	311,900						
	157	312,300						
	158	312,600						
	159	312,900						
	160	313,200						
161	313,600							
162	313,900							
163	314,200							
164	314,500							
165	314,900							
166	315,200							
167	315,500							
168	315,800							
169	316,200							
再雇 用職 員		239,300	260,000	267,300	277,700	294,300	332,100	377,400

備考 この表は、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師に適用する。